

台北所見明版書選録 三（子部）

井 上 進

本選録もようやくその第三、子部に至つたが、体例や形式は当然ながらこれまでの継続で、特に断つておくべき変更といつたものはない。ただこの一年の調査によつて、新たに五十余点の書誌が収集され、見るところの子部書は累積で百部を越えた一方、ここに著録しうる数は紙幅の関係からして基本的には変わらず、よつて何を選録するか、その著録方針がこれまでにも増して問題となつた。

かくてどうすべきかをあれこれ考えたのだが、結論はごく

平凡で、まずは明代中期に至つてにわかに顯著となる古典復

興の動向、わけても漢代ないしそれ以前に著された古典作品

復刊の過程を、实物でもつて表現している本を主とし、あとは明代学術の変遷をなにほどか表現しているであろう本、また明代中期の活字本など、出版史上のトピックとなる本若干

を加える、となつた。ここに著録した二十七部は、数から言えば見るところの四分の一ほどにすぎないものの、如上の重点について言えば、その精粹の大体を網羅しているだろう。むろん明代出版史を考えるための史料集として言えば、「選録」ではははだ不十分で、ぜひとも「書録」を発表しなくてはならぬところだし、実際にそうする予定でもあるが、その実現にはなお若干の時日が必要で、今はこれでもつて大方のご寛恕を請うしかない。

孔子家語三巻 一二冊（国図）

嘉靖十八年湯克寬南京刊藍印本 九行十八字白口左右双刃
白棉紙印

孔子家語總目（卷上）が相魯第一至辯政十四。なお篇目の「第」字は十一以下にはなし。卷中が六本十五至刊政三十一、卷下が礼運三十二至曲礼公西赤問四十四。尾題「孔子家語篇目終」

目後に「嘉靖己亥（十八年）春正月穀日吉豐湯克寬寓南京刑部／（低二格）公署校刊」とあり。

本文首）書名卷上

書末に双行が空白になつた双郭長方木記あり。

刊行識語の二行や本文首葉などから窺うに、もともとは字様すこぶる整つた軟体字本であつたようだが、この一本は修版を経ていて本来の精彩を留めるところは少なく、大半は字様崩れ、時に拙劣異常となる。版框一八・四×一一・一cm。版心は双白魚尾（相向）の間にまず「家語上（中下）」とあり、ついで横線があり、その下に葉次を記す。なおこの葉次は目録から通しで、本文首葉が「三」となつてゐる。

下書口にまま刻工名を記し、読み取り得たものに珙、良、青、黃琳、黃、通、錢、鑊、環、玲あり。おそらくすべて徽州黃姓刻工であり、黃琳、珙、錢等の名は、他の嘉靖中より万曆初年刊本の若干にも見えてゐる。つまりこの

本が刊刻されたのは南京であつたが、版刻を担当した工人は徽州の黃姓一族だたということで、これは嘉靖十八年の当時になれば、徽州の刻工はすでにその仕事の範囲を外地にまで広げつつあつた、ということを証していよう。

刊行者の「吉豐湯克寬」は未詳。本館『善本書志初稿』は『明史』二百十一に小伝のある（俞大猷伝附）湯克寬に当てるが、『明史』の湯氏は南直隸州衛の人、「世廉を承け、歴官して都指揮僉事」となつたといい、「南京刑部の公署に寓」して『家語』を出版した「吉豐」の湯氏と同一人物、というのには疑念なきをえない。藏印は「国立中央圖書／館攷藏」朱文方印のみ。なおこの印文の末、今までは特に意を留めぬまま「収藏」と読んでいたが、本館『善本書志初稿』にもはつきり記されるとおり、これはたしかに「攷藏」である。よつて本「選錄」の第一、二でも、同印の印文はすべて訂正を要する。

新書十卷 二冊（国図）

漢賈誼撰 正徳九年長沙知府陸相刊本 八行十八字小字双行黑口四周双辺 棉紙印 包背裝

賈太傅新書序（六行十二字、本文低一格で抬頭時のみ頂格）

「余昔承乏選部時、偶於京國書肆中、得賈太傅新書鈔本若干卷、余手披目覽、口誦心惟、始而駭、終而不知神与之接、融融瀼瀼、不知旨之樂之、詠之歎（原本右旁殘闕、亡名氏補寫為「難」、今改）之、……世之称近古者、亦在是矣、所宜珍重、不啻若湯盤周鼎、而毋敢忽焉、正跋」

（本文首）新書卷第一／漢長沙太傅賈誼撰
賈誼新書目錄

德甲戌（九年）、余致政家居、長沙郡守陸公以誼謫（右旁原誤從「商」、今改）于長沙、去今千有余歲、國朝既崇祀享之礼、但傳長沙時所著新書、獨無伝焉、乃檢閱郡齋故櫝中、得版刻數十片、計其脫落尚多、因詢於余、余即出是本補刻、遂成完書、屬余為序、余惟太傅高世之才、殆出天縱、漢劉向称其通達国体、雖古之尹管、未能遠過、班史痛其不用、……奈何自宋淳熙辛丑（八年）、提學漕使程公版刻之後三百禩、僅得一陸公補輯殘缺、為書再行、是何寥寥知賞之難也、非惟嘉惠後学、廣其見聞、以資博識、慎而採之、而立身行己之道亦寓焉、中間如鑒秦俗之薄惡、指漢風之奢僭、請定經制、述三代之長久、……皆經濟之大畧、又有國與天下者之所當鑑也、郡守公名相、字良弼、弘治癸丑（六年）進士、累官南京吏

曹郎中、英名偉績有所自也、政尚平恕、有古循吏風、今觀是、益可見其知所取、而其蘊蓄之富未可量也、故不揆愚陋、僭書于端、以識歲月云／正德九年菊月吉旦、賜進士出身・嘉議大夫・都察院右副都御史、長沙黃宝序』

（跋）
「長沙故楚地、前代人物不乏有、而顯然各（名？）載史氏者、独屈原以忠憤、賈誼以遷徙見之文詞、磊落相望、今離騷經、潭已板行、而誼書獨無伝焉、誠墜典也、提學漕使・給事程公先生、暫撰潭事、乃取櫝中所藏誼書十篇、俾刻之学宮、价既承命、……顧遐方無他善本可參校、字多訛舛、姑存之以俟是正、淳熙辛丑日南至、門生・從事郎・充潭州州學教授、南昌胡价謹題」

たしかに明代中期の軟体肥字本で、その字様にはなお趙体の影響を認めうる。長沙知府刊本とはいえ、刊刻の地が長沙であつたかどうかは不明で、建陽で刊刻した可能性もある。版框二二・八×一四・一cm。版心は双黑魚尾の間に「卷幾」とあるが、その幾は葉次で、卷端黄序が「卷一（至六）」、目録が「卷七（至八）」、本文首葉が「卷九」、以

下巻五末まで通し、末二葉の葉次は破損、例を按ずれば「卷八十九」に至るはずである。巻六至十および跋二葉は「下巻一（至一百七）」。巻首第二行の撰者名一款は巻一、五、六のみにあり、巻六のそれは「梁大傅賈誼撰」となっている。

現在の濃青紙包背装は新しい改装ながら、その形式は旧装に仍つたものか。藏印に「吉府／図書」朱文大方印、「錢」朱文円印、「志激／長寿」白文方印、「侯官／劉永／松印」白文方印、「振」声白文連珠方印、「知不足齋」朱文長方印、「国立中央図／書館収蔵」朱文長方印あり。このうち吉府藏印だが、吉府は正徳十年に『新書』を刊行していく、その版式はこれに同じく、かつ巻端に黄宝序を冠し、さらにその楊節跋に「太傅此書、始刻於有宋程給事、再刻於我朝陸郡守、三百年余、止得此二公者、……我賢王殿下、……乃命工重刻」と言つており（以上は所見の国立公文書館蔵本に拠る）、あるいはこの一本こそが吉府本の底本であったのでは、などと考えたくなるところだが、この国蔵本は頗る後印で、吉府本の底本にはおそらくなり得まい。

ちなみに『新書』の宋版というのは現存しないようで、

今に伝わる最古版は弘治十八年沈頡刊本（未見）らしいが、正徳八年李夢陽刊本『賈子』（所見の一本は新潟大学蔵）の李序は「此書宋淳熙間嘗刻潭州、淳祐間又刊脩焉、……弘治間、都進士穆得此書於樂平喬公、刻之京師、已復有翻刻者」と言つており、これに拠れば宋版には淳熙版の外、淳祐版というのもあつたらしく、さらに明代初刻は都穆が北京で刊行した本となろう。ということは、李氏の言う都穆本がすなわち沈頡本なのか、それとも「復有翻刻」の一本が沈本なのか、あるいは三本すべて異なるもののか、さらに下に著録する弘正間刊らしい黒口本が都穆本、ないしその翻版に当たるのかどうか、これらの疑問につき、遺憾ながら今は何とも答えられない。

とまれ上引吉府本楊跋に「始刻於有宋程給事、再刻於我朝陸郡守、三百年余、止得此二公者」と言つごとく、複数であるらしい弘治中刊本の流傳はさほど広くなかったようだが、これが正徳中年以降になると、まず八年の李夢陽刊本、九年の陸相刊本、十年の吉府翻刊陸本、さらに下に著録する十四年何孟春註本、またその翻版と陸統として新版が刊行され、本書はようやく「麟甲鳳毛」（李夢陽語）でなくなつていくのである。宋版ないし宋元版の後、弘治前

後に至つてはじめて再刊が果たされ、正嘉の間を通じてし
だいに流伝が広まる、というのは古典著作復興の一般的な

あり方であるが、これはその中でもそこぶる典型的な事例
と謂つてよからう。

なお黄序によれば、この本は旧版「數十片」を得て「補
刻」したものといい、これによつて陸心源は「每頁十六
行、行十一（八）字、……淳熙辛丑、程給事為湖南漕使、
刊置潭州州學、……正德中、陸宗（衍）相守長沙、得殘版
數十片、因補刊成之、見黃宝序、是其中尚有宋淳熙殘版、
特不多耳」と言い（『儀顧堂題跋』六、宋刊明補本賈子新
書跋）、本館『善本書目』も「正德九年長沙郡守陸相修補
旧刊本」とする。しかしその所謂「淳熙殘版」とか「旧
刊」を探してみても、たしかにそれと定めうる部分は見つ
からない。この一本、後年の修版によつて字様の崩れたと
ころは多いものの、全体として版式、字様に格別の相違は
なく、これはやはり呉叡以来の「明正德九年陸良弼刊本」
という審定（『拝經樓藏書題跋記』四、賈子新書）に従う
べきであろう。

漢賈誼撰 明（中期）刊本 九行十八字黒口四周双辺 白
棉紙印

洛陽賈生伝（首行篇題の下、末四格くらいに文字があるよ
うだが、漫漶で読めず）

本文首 賈長沙集／（低一格）賈誼新書卷之第一凡十篇

水準のある明代中期の軟体字本だが、この一本は大半の
部分が修版を経た後印のため、字様おおむね崩れ、本来の
精彩を存するところはごく僅かに止まる。版框一八・一×
一一・二cm。版心には書名なく、双黒魚尾（相向）の間に
葉次のみを記す。なおこの葉次は、卷首の伝が一至
二十八、卷一から卷八までが通しで一至一百十、卷九から
また另に起つて一至三十三という、いささか不思議な記
し方になつてゐる。また卷二第二十八、二十九が一葉で
あつたり、卷六第八十六葉の後には葉次を記さぬ鈔配が二
葉あつて、ついで卷七が第八十八葉から始まるといった点
も、ある種の混乱と謂つてよからう。卷五第七十葉の下魚
尾に刻工名らしい「五」の文字が陰刻されるほか、その他
若干葉の魚尾に「重」「九」の陰刻文字あり。

賈長沙集 即 賈誼新書十卷伝一卷 四冊（故宮）

なお卷首の伝は『史記』ないし『漢書』本伝とまつたく

は一致せず、両者を折衷したもののように、たとえばその冒頭は「賈生、洛陽人也」「夾注あり」、名誼、年十八、以能誦詩書屬文「夾注あり」文（「聞」字の誤なるべし）称於郡中」となっている。またその行款は十行二十四字。

蔵印に藝芸書舎の「汪士鍾藏」白文長方印、汪氏藏書の散出後、その一部を得たという無錫蔡氏（涵芬樓秘笈本『太和正音譜』孫毓修跋参照）の「濟陽／蔡氏」朱文長方印、「蔡廷相藏」白文長方印、および「京師図書／館收藏之印」朱文長方印、「京師圖／書館收／藏之記」朱文方印、また誰氏のものか未詳の「弘□」朱文橢円印、「龍／汝（？）」印（形式記録漏れ）あり。

賈太傅新書十卷 一冊（国図）

漢賈誼撰 明何孟春註 正徳十四年雲南巡撫何孟春刊本
十行二十字小字双行白口四周单边 白棉紙印

訂註賈太傅新書序

「燕泉先生訂註賈太傅新書成、則以寄予、予愛而讀之、

凡昔所疑者缺者、文之誤者、事之隱者、篇次之錯乱者、義意之罔尽者、靡不考論以折衷焉、則撫卷而嘆曰、休

哉、渢渢乎曠曠乎、其非苟然者乎、其善取諸文、善求諸

古、善用夫才、而裨益於治者矣、夫文本諸道、而道非文不顯、非書不伝、非才不足以適用、漢之文、後戰國而優於戰國之文、漢之士、後戰國而優於戰國之士、近道故也、故其續言修辭、自六經之下、無多讓焉、賈傳其彰彰者乎、而說者不純其學、狹其量、予嘗多其才、大其志、雄其文、又獨多其終、以為傳無狀哭泣至死、故滋愛其書而弥增感也、夫道正則易迂、才高則易蕩、文則易儻、矯則易鑿、觀諸賈傳、其無所謂迂・蕩・儻・鑿者乎、雖於學未純、而去道不遠矣、燕泉先生訂註之、有以也、且今之才、有賈傳之才否乎、今之文、有賈傳之文否乎、今之仕、有愧其所事以終身否乎、予不得而知也、宋以道學倡、故其文爽明直易、而其論不純於賈傳、然其文其才其用、固不可少也、而書可不考乎、故知文亦道之華也、才之驗也、……賈傳之書、文雄而古、近道而不迂、實而可見諸用、故能經画天下、通達国体、以取驗於身後、迄于今不諭、……正徳十五年庚辰三月浹旬、南園老人張志淳序」

賈太傅新書目録／郴陽何孟春編次（目中何氏編次の所以を述べ、また目後に下記のごとき自序あり）

〔序曰、……朱子嘗曰、誼學雜而文字雄豪可喜、……誼之才實通達國体、言語之妙、後儒良不易及、此論篤、君子所以雖或病其本根、而終不能不取其枝葉也、正德甲戌（九年）九月吉、春按行洛陽、往拜太傅祠、因太傅書郡齋刻本謬甚、公暇從而正之、編次之意、頗悉于其前矣、……亞中大夫・河南等處承宣布政使司分守河南道・左參政・郴陽何孟春謹序〕

本文首）書名卷之一／郴陽何孟春訂註

本文末に案語あつて「刻之日在序後之五年己卯（正德十四年）九月吉、何孟春子元在演（右旁原誤從貞、今改）之巡

撫都察院書」という。

刻賈太傅新書敘

〔吾鄉何中丞燕泉先生博綜今古、治演之暇（左旁原誤從

耳、今改）、乃取賈太傅新書校讎訂註、詔有司棗刻、命

予為序、……／正德己卯歲冬十二月十一日、華容後學周

廷用敘〕

この本、版刻やや粗。一応は軟体瘦字で、目末の自序などはまずまず見るに足る仕上がりとなつてゐるもの、本文に入ると佳くなく、特に後半は修版の故もあつて拙劣異常。ただし刊刻が雲南で行なわれたかどうかは分からず、

賈太傅新書十卷 四冊（国図）

賈太傅新書目録（目後に何氏自序あること原刻に同じ）
本文首）書名卷之一／郴陽何孟春訂註（本文末に案語あり、その「演」字右旁が「貞」に従うことも原刻に同じ）
字小字双行線黒口四周双边

漢賈誼撰 明何孟春註 明（約正徳中）翻刊本 十行二十字小字双行線黒口四周双边

賈太傅新書目録（目後に何氏自序あること原刻に同じ）
本文首）書名卷之一／郴陽何孟春訂註（本文末に案語あり、その「演」字右旁が「貞」に従うことも原刻に同じ）
この一本、書首末に張序、周序がないが、これは單に佚したというだけのことか。鄧邦述の「嘉靖以前刻本」といふ審定（下記の藏印参照）のとおり、約正徳中の建本とおぼしく、その版式字様は慎独齋本などに似る。版框

むしろ外地に委託されたと考える方が自然であろう。版框は一八・七×一三・九cm、ただしその高さは書口の方で測つたもので、書脇の方だと一八・四cm。版心には魚尾など何もなく、ただ「卷幾」の文字と下方に葉次を記すのみ。藏印に「鱣讀」白文長方印、「逰圃」／「收藏」朱文長方印、「國立中央図／書館收藏」朱文長方印、また副葉に「得此書費辛苦後之／人其監我」白文長方印、「仲魚圖象」（陳鱣半身像）朱文長方印あり。

一七・四×一一・四cm。版心は上から「賈太傳新書幾卷」、ついで双黒魚尾の間に「事勢篇」等の篇名となり、その下に葉次を記す。下書口にわざかながら刻工名あつて、陸侯（或いは「侯」）員、廷用刊の文字が見ゆ。藏印に「謙牧／堂藏／書記」白文方印、「兼牧／堂書／画記」朱文方印、「國立中／央図書／館攷藏」朱文方印、また副葉に「羣碧慶」「嘉靖以前刻本」とともに朱文長方印あり。

塩鉄論十巻 三冊（故宮）

漢桓寬撰 弘治十四年江陰知縣涂禎刊本 十行二十字白口
左右双边 白棉紙印

塩鉄論目録

本文首）書名卷第一／漢桓寬撰／（本議第一至通有第三篇目）／（錯幣第四至復古第六篇目）／本議第一／……

故宮の書簽に「旧藏景陽宮」とある清廷伝來本。宋版などと称するため抽去されたものか、本来あるべき序跋を佚するが、版刻を見るにたしかに明代中期刊本で、やや瘦せた軟体の字様はすこぶる精。版式からしても、弘治中涂禎刊本と定めてよからう。下に著録する士礼居鈔本逐録の涂

禎序によれば、底本は嘉泰刊本で、卷首第二行の「桓」字が末筆を阙くのも宋版を写したものに相違ない。

版框二〇・二×一二・二cm。目録版心には黒魚尾の下に「論目録」とあり、その下方に葉次、本文は同様に「論一（至十）」の書名卷第と葉次を記す。藏印に季振宜の「滄葦」朱文方印、「季振宜／藏書」朱文方印、および位置から見て季氏以前のものであろう「張達／善印」朱文方印、「王元／章」白文方印あり。

塩鉄論十巻 一冊（故宮）

漢桓寬撰 乾隆六十年吳門黃氏士礼居伝鈔弘治十四年活字印本 十八行十七字

副葉第一後半録弘治刊本涂禎序

「頃游学宮時、得漢廬江太守丞汝南桓寬次公所著塩鉄論讀之、愛其辭博、其論覈、可以施之天下國家、非空言也、惜所抄紙墨、歲久漫漶、或不能句、有遺恨焉、迺者承乏江陰、始得宋嘉泰壬戌（二年）刻本於薦紳家、如獲拱璧、因命工刻梓、嘉與四方大夫士共之／弘治辛酉（十四年）十月朔日、新淦涂禎識」

副葉第二前半黃丕烈手題

「活字本 太玄書室刊本校 乾隆乙卯（六十年）伝錄

（以上藍筆）／嘉慶歲在癸亥（八年）夏、用摶寧齋／旧
鈔本校（以上朱筆）／小千頃堂藏本／桓寬塗鉄論十卷
（以上藍筆）」

後半顧廣圻手題

「嘉慶癸亥、蕡翁屬覆閱一過、就能見／標於上方、此書

明代屢刻、俱遜於／摶寧齋抄本「惟複出字每脫去、是其
短」、然誤處仍多、惜不／得宋元旧槧、一掃風庭之葉也
／嘉泰壬戌本見宏治辛酉涂禎跋／中、不識尚在天壤間

否、顧千里記」

塗鉄論目録

本文首）書名卷第一／漢桓寬撰／本議第一 力耕第二／通
有第三 錯幣第四／禁耕第五 復古第六／本議第一／……

卷一末の「乾隆乙卯三月七日晚膳後、臨校畢此卷／一灯

熒然、四座寂若、時將二更初矣」以下、每卷末に黃丕烈の
藍筆手識あり。卷二至九の題記については王重民『中國善
本書提要』に逐録されるところを参照されたい。卷十尾題
「書名卷第十終」の下に記される「校畢時未及一更、新月
半規、天光潔／淨、令人添靜意幾許、蕡圃氏／太元書室刊

本校、甲寅（乾隆五十九年）除夕前一日、潤瀆記」の末行
も黃氏手筆。すなわちこの顧跋は黃氏による過録。

書末黃丕烈手跋

「右塗鉄論十卷、係活字本、余借顧潤／蘋影寫本伝錄者、
原本出于洞庭鉦／匪石之友所藏、其用以校活字本者／則
又瞿氏所藏太元書室本也、雖經校勘、訛字尚多、俟以旧
抄本正之／棘人黃丕烈」（藍筆）

「嘉慶癸亥夏、用摶寧齋舊鈔本校、与太元／書室刊本甚
近、然首有都穆序、謂刻于／江陰、其作序年歲、又同出
弘治辛酉／而實勝活字本、未知何故、丕烈校竣書」（朱
筆）

「通本用墨筆于藍株／筆上、是者加圈、非／者加豎、「兩
存者加点（行旁小字添写）」、疑者不加圈点、庶兩本佳处
可取／訛謬者亦不掩矣、端易日、蕡翁記」（墨筆）

この本は顧廣圻が影写した「活字本」を黃丕烈が転録し
たものだが、卷一第二、四、八、十葉以下、まま上書口に
「弘治歲在／重光作噩」とある。このような紀年の形式は、
知見の及ぶかぎりただ会通館本にのみ見られるもので、こ
の点からして原本は錫山華氏会通館本と推定されよう。テ
キストとしては同年刊行の涂禎本に及ばぬという話なが

ら、弘治中に活字印行された秦漢の古書、という点がいかにも興味深く、また活版の原本は流傳が絶えているようなので、その存在を証する唯一の伝本という点でも、はなはだ貴重と謂えるだろう。

開本三〇・四×一八・六cm。本文中に藍筆の校語、また天頭に朱校あり。後者は顧広圻のものであろう。藏印に「楊紹和／藏書」朱文長方印、「紹和／筠岩」朱白文方印、「東郡楊氏／宋存書／室珍藏」白文方印、「彦合／珍存」朱文長方印、「東郡楊氏鑑／藏金石書画印」白文長方印、および「國立北／平因書／館收藏」朱文方印あり。

塩鉄論十巻 四冊（故宮）

漢桓寬撰 明（約嘉靖中）翻弘治刊本 九行十八字、白口四周单邊 白棉紙印

書新刊塩鉄論

「塩鉄論十巻凡六十篇、……其書在宋、嘗有板刻、歷世既久、浸以失伝、人亦少有知者、新淦涂君知江陰之明年、令行禁止、百廢具興、親民之暇、手校是書、仍捐俸刻之、使學者獲見古人文字之全、而其究治亂、抑貨利、

以裨國家之政者、則不但可行之當時、而又可施之後世、此固涂君刻書之意也、涂君名禎、字賓賢、予同年進士、弘治十四年歲在辛酉十月朔旦、吳郡都穆書

塩鉄論目録

本文首）書名卷第一／漢桓寬撰／（本議第一至通有第三篇目）／（錯幣第四至復古第六篇目）／本議第一／……

この一本、院目が弘治十四年刊とするのは明らかに失考で、同じ弘治刊本として著録される又一本（即ち上に著録した十行本）が原刊本であり、これはその翻版に他ならない。なおこの九行本と十行本の関係につき、葉徳輝は前者が原刻、後者を翻刻と謂う（『卽園讀書志』五）が、これは傅增湘の言うとおり逆である（『双鑑樓藏書統記』上）。

弘治本はたしかに明代中期の軟体字本であるのに対し、こちらは約嘉靖中の方字本で、版框一八・八×一二・二cm。版心は白魚尾の下に「論一（至十）」の書名卷第、またその下に葉次を記す。目録の版心には弘治本に同じく「論目録」とあり。卷首第二行の撰者名桓寬の「桓」字が末筆を闕くのは、もちろん翻嘉泰本たる弘治本を受けたもの。ただし都序中の「桓」字まで闕筆しているのは、あるいはやはり弘治本以来のものかもしれないが、ちょっとおかしい。

この帙は清廷旧蔵で、故宮の書籍によれば景陽宮蔵本。蔵印には「□（縣？）潛／之印」白文方印、怡府の「安樂堂／藏書記」朱文長方印、「明善堂／覽書／画印記」白文長方印あり。

申鑒五卷 三冊（国図）

漢荀悅撰 明黃省會注 約嘉靖中文始堂刊本 九行十七字
小字双行白口四周双边 白紙印

申鑒注序

「……吳郡黃君勉之為申鑒注、其真有所感、如跋君注者

之所云乎、君青年博学、精義理、工文詞、凡古今載籍、

奇探躉舉、胡乃屑注是書、吾固知其有所感而為也、悅是書視賈誼新書、大抵相類、皆欲以經世者、太傅五十八篇、予嘗手加編次訂正、至訛誤處、不敢不闕其疑、是五篇者、宋尤袤刻賞江西漕台時、已云其簡編脫繆、字画差舛、君茲所注、得微其本歟、有功仲豫多矣、幸併予所疑於太傳書者、補其闕焉、亦二子身後之一遭也、嘉靖乙酉（四年）十一月冬至日、郴燕泉何孟春子元父序」

注申鑒序（以下序跋は漢魏叢書本にもあり）

「荀卿……逮十三世而有悅、其所遭之時如卿然、故托疾

隱居、然不能高深丘壑、至建安初、辟於操府、遷黃門侍郎、時從弟彧適守尚書令、而孔融自山東徵來、以是得同侍講中禁、經濟之務、頗相討論、但政移曹氏、天子尸居、雖有嘉猷、將安用之、悅恐意蘊終不得披露、遂拾漢故新事、及所欲獻替者、為申鑒五篇以奏、嗚呼、亦徒空言也矣、……予嘗悲其所遭而謹其書、間窺其領要、遂為之注、浹旬而成、共得万四千余言、以笥藏之、雖不能無揭竿求海之病、而事可証引者、亦略具矣、若其深詞奧義、訛文脫簡、則俟大方君子覽而正焉、正德己卯（十四年）秋九月望、吳郡黃省會序」

申鑒注序

「申鑒五卷、……其論政体、無賈誼之經制而近於醇、無劉向之憤激而長於諷、其襍言等篇、頗似揚雄法言、雄曲意美新、而悅無一言及於操、視雄為優矣、或言悅書似徐幹、王符、考其帰、茲若人之儔乎、吾未知所先後也、而三品之說、昌黎公有取焉、其書世亦罕伝、吾蘇黃勉之好蓄異書、又為之訓釁、……勉之春秋方富、行將抒其學、出而效用、當炳焉光焉、流声實於／天朝、尚何悅之慕哉、正德十四年歲在己卯冬十月既望、光祿大夫・柱國・少傅・兼太子太傅・戶部尚書・武英殿大學士致仕王鑒

序

本文首）書名卷第一／呉郡黃省曾注

跋申鑒注後　正德辛巳（十六年）冬十一月望、白巖山人
喬宇識

字様は一般の嘉靖字と少しく異なり、円滑の氣味を帶び
つつもややぎこちなく、版刻を見た印象で言うと、これを
ただちに嘉靖刊本とするには幾分ためらいを感じる。ある
いは序文の紀年よりかなり降つた、嘉靖も後半期の刊行で
あらうか。印書紙は連四の類の白紙。版框一九・八×

一二・七cm。版心は双黒魚尾（相向）の間に「申鑒卷幾」
の書名卷第および葉次を記し、その下に「文始堂」、つい
で横線（時に無いこともあり）となる。下書口はまれに線
黒口となり、またおおむね刻工名あり。ただし「劉菊刊
（刻）」を除き他はすべて一字で、見、芳、善、安、水、
羅、元、乍、石、居、牙、己（巳）、王、科、劉、罔、才
（？）、明、景の諸字あり。藏印は「國立中央図／書館收
藏」朱文長方印のみ。

口左右双边　白棉紙印

上冊のおもて書皮は佚していて、下冊書皮に「明嘉靖刊
本中論下」という楊守敬の墨筆手題あり。書首副葉に楊守
敬肖像を貼り、その右上に「星吾七／十歳小像」朱文長方
印、左下に「楊印／守敬」白文方印を朱鈴。ついで楊氏題
識残稿一葉。これは右上から左下にかけて過半が失われて
いる。

徐幹中論序（闕名）

曾序（版心）　編校書籍臣曾鞏上

刻徐幹中論序（写刻八行十五至十七字不等）

「……余刪訂青志、繡梓竣事、兵憲懷庭秦公謂曰、青郡
文獻名天下、藝文不下百數十種、未能尽伝、若管子書、
晏子春秋、仲尼之徒蓋稱焉、文心雕龍、葩藻勝矣、徐幹
中論、辭義典雅、足伝于後、曾子固所取也、盍寿諸梓、
以広其傳、余曰唯唯、謹識之而刻于郡之資深堂／嘉靖乙
丑（四十四年）冬、青州府知府四明杜思書」

徐幹中論目録

記（版心）

〔紹興二十八年、……石邦哲識／……（至治三年）夏五

徐幹中論二卷　二冊（故宮）

漢徐幹撰　嘉靖四十四年青州知府杜思刊本　八行十六字白

月乙酉、平原陸友友仁「父記」

本文首）書名卷之上 四明薛晨子熙校正（「四明」以下

小字一行は印工不匀で、あるいは剜補か）

書新刻中論後（版心「後跋」、行草写刻八行十一至十三字

不等）

「文章自六經而下、惟先秦・西漢為近古、其次則及於東漢、余鄉得桓氏塩鐵論讀之、未嘗不歎其辭氣之古、論議之妙、至不忍去手、繼讀徐氏中論、其辭氣論議、視桓氏無大相遠、而余之愛之、与塩鐵同、蓋塩鐵西漢之文、中論東漢之文也、二書雖幸存於世、然伝錄之艱、人不易見、往歲同年徐（涂）君刻塩鐵論於江陰、俾余識之、近

黃華卿氏刻中論畢工、亦俾一言、余謂好古之士、世未嘗無、第所恨者、不得悉窺古人之製作而効法之、而坊肆所市、率多射利之時文、求如二書、蓋不可得、而今乃有之、豈非學者之幸乎、余也旧学荒落、獲見古書之行、為之欣躍、而且得綴名其末、其為幸又何如也、華卿名紋、今為吳縣學生、觀是舉、可以知其為人矣、弘治壬戌（十五年）六月之望、前進士姑蘇都穆書

漢魏叢書本はこの本の翻刻に相違なく、序跋もすべて共通するが、個別の文字にはすでに異同が生じていて、杜序

でいうと上では省略した「去就顯晦之節、……曾氏說其書而論其世」なるくだりの「去」、「讀」字をそれぞれ「玄」、「論」に誤り、引文中では「謹識之」の「謹」字を脱す。また都跋の「同年徐君」を漢魏本が「涂君」としているのは、この本の誤りを正したものながら、「求如二書」句の「二」を「一」としているのは、明らかに漢魏本の誤。さらに彼は「知其為人矣」の「為」字を脱してもいる。なお杜序に云う「青志」とは嘉靖四十四年刊の『青州府志』だが、この本の刊行を勧めた「兵憲懷庭秦公」が誰氏かは未詳。また都跋で言及される「徐（涂）君刻」の『塩鐵論』とは弘治十四年涂禎刊本のこと。

この本、たぶん青州（山東）で刊刻されたもので、そのことが関係してであろう、やや瘦せた嘉靖方体字本ながら版刻さほど精ならず。版框一六・〇×一一・八cm。版心は上下二本の横線の間に「中論上（下）」の書名卷第、その下方に葉次を記す。藏印は「呂印／希煜」、「宜都／楊氏藏／書記」、「飛青／閣藏／書印」各白文方印、および書首楊守敬肖像の二印。巻上の治字第一、法象第二には楊氏の朱校、都穆跋末に楊氏手識があり、またその後に紙を補つて下款「戊子（光緒十四年）四月、宜都楊守敬」の手跋を記

すが、それら題識は閲覧時間切れで逐録できず。

明道先生全書三十三卷 十冊（国図）

宋程顥撰 嘉靖三十七年濡須沈氏編刊三十八年秦淮劉氏重
校本 十一行二十二字白口左右双边 棉紙印

本文首）書名卷之一 文集一（以下卷二至四が文集二至
四、五至二十が遺書一至十六で、遺書一至十一には下に
「附正／叔語」、十二には「無附／下同」、十六には「伝／
疑」という夾注あり。卷二十一至三十二が外書一至十二で
「附正／叔語」の夾注あり、二十三が附錄となる）

明道の著作というのは、ふつうには伊川のそれとともに
二程『遺書』ないし『全書』という形で流傳しており、こ
の書にしても文集、遺書、外書という区分からして、やは
り『遺書』、『全書』から再編されたものであるのだろう。
したがつてテキストとして言うなら、この本に独自の価値
があるとは考えにくいのだが、沈氏がわざわざ明道のみの
『全書』を編纂、刊行したという点には、あるいは時代の
特徴が表れているのかもしれない。正統を代表する二程子
ではあるが、朱子に直結するのは明らかに伊川の方で、

「万物一体の仁」を説いた明道は、むしろ王陽明に連なる
要素を認めうる、という（島田虔次『朱子学と陽明学』）
からである。

なお王重民『美國国会図書館藏中国善本書録』（同館、
一九五七）ないし『中国善本書提要』によれば、該館蔵本
には沈桂序があるといい、それを読めば本書編纂の用意な
ども明らかになるかもしれないが、この国図蔵本はたまた
まこれを欠いているため、沈氏自らの説明を聞くことはか
なわない。

この帙は嘉靖中の軟体小字本ながら字様時にやや硬く、
すでに方字に近づいており、また修版葉の字様は拙劣。各
巻末に「皇明嘉靖戊午（三十七年）春三月之吉／賜進士後
学濡須沈桂編梓」の二行があり、卷一、四等ではその後さ
らに「己未（三十八年）仲夏秦淮劉遁重／校于雲壇精舍之
別業」の二行あり。版框一八・三×一二・六cm。版心は上か
ら「明道全書」の書名、ついで黒魚尾、その下方に葉次と
横線があり、さらに宮商角徵羽の各字を記す。卷一至四が
宮、五至八が商、九至十九が角、二十至二十六が徵、
二十七至三十三が羽で、葉次は五音それぞれ通じで記され
る。おそらく本来は五冊に分訂されていたのであろう。蔵

印に「析／羽」白文方印、「国立中／央図書／館収蔵」朱文方印あり。

理学類編八卷 四冊（国図）

明張九韶撰 明（前半期）刊本 十行二十字黒口四周双边
薄皮紙印

理学類編序

「古之学者、即事以窮理、謹乎彝倫日用以脩身、不敢驚乎高遠也、……朱子所定諸經四書、既有成說、而元之設科取士、表而宗之、宜後學之有依賴而無所惑矣、間嘗觀有司取性命天道、設為疑問、而答者之抵牾不可勝說、何哉、徒徵諸儒先之言、而無以驗乎身心之實、稍以已意增廣演繹、則舛訛隨焉、……臨江張氏九韶、采周程以下數

反身求理為主、而必究其本末是非之極、至彼以徇外夸多為務、而不覈其表裏真妄之實、然此為己為人之所以分、不可不察也、……臨川吳當序」

理学類編綱目／臨江後學張九韶美和編輯

理学類編引用先儒姓氏書目

本文首）書名卷之一／臨江後學張九韶美和編輯

卷八末（第二十七葉後半）より凡例に相当する「編輯大意」四則を記し、ついですぐに張氏自跋。

「理学類編者、集先儒之格言、而示學者以窮理之要也、……學者之初、示之以聖賢格言、將以定其見趣、使不為異端怪誕之言所惑、是亦進德之地也、……然尚求是正于當世儒先、以刊削其所未善、而增益其所未逮云、時至正丙午（二十六年）冬十有二月庚申、臨江後學張九韶美和謹書」

張拱跋一紙（細野要齋手筆か）を貼付

「家祖初編此書、凡三易藁乃克成編、其初命之曰格物編、臨川吳先生伯尚見之曰、是編所輯天地・鬼神・人物・性命之說、乃格物之一端耳、不足以尽格物之義、不若止謂之理學類編、乃為之作為序引、以冠此書之首、今三十餘年矣、是歲之春、京兆趙君師常監稅于此間、從家祖書室

中見此編、以為有益於学者、命鋟諸梓、以広其伝、且捐己貲為之倡、而一時好事者協力成之、可謂能以義舉者矣、拱切惟此書以家祖十年編輯之勤、而趙君一旦作成之力、在我後人、不可不知其所自也／洪武甲子之歲（十七年）四月戊辰朔、孫張拱（百拜謹誌）

天地・天文・地理・鬼神・人物・性命・異端の各目につき、「先儒之格言」を列ねたもので、いわば道学の類書。元代から明代前半期の一般学者は、程朱の原著ではなくこうした編纂書を読むのがむしろ普通であった。またそもそも当時の学界では、読書よりも「身心之実」「反身求理」

を強調するのが常であり、そのことは本書呂序などにも如実に表現されていよう。

この本、経廠本などにも通する黒々と肥えた軟体字で、巻端の呂序もすこぶる整齊な楷体大字。こうした版刻の様相からして、その明代前半期刊本たることは確かだが、具体的な刊行年代は未詳。印象で言つなら、正統至天順間くらいであろうか。版框二二・七×一五・〇cm。版心は双黒魚尾（相隨）の間に「理学卷幾」の書名巻第、下魚尾の下に葉次を記す。

藏印に奥田三角（子亨）の「式角／文／庫記」朱文方方

印、細野要斎（忠陳）の「要斎藏書」朱文長方印、またやはり日本人の藏印らしい「友季所見」白文長方印のほか、「海昌／陳琰」朱文方印、「恩山／書印」朱文方印、「古書流通處」朱文長方印、および「国立中／央図書／館攷藏」朱文方印あり。すなわちこの帙は日本わたりで、細野氏のもとから散出した後、陳乃乾が主持する古書流通處の殷東陳琰の手に帰したもの。陳琰は『古書叢刊』（民国十一年古書流通處影印）の輯者で、今に伝わる善本中にもまことに藏印を見るので、それなりの藏書家であつたのだろう。

五倫書六十二卷 十六冊（国図）

明宣宗撰 正統十二年内府刊本 九行十八字断句黒口四周

双边 皮紙印

御製五倫書序

「朕惟天之道、非二氣五行、無以成万化、人之道、非三綱五常、無以首万行、三綱五常之道、雖敘於天、然正之使敘倫而益厚、則在於君、……我國家以綱常為治、……我／皇考宣宗章皇帝纂承大統、益隆繼述、嘗於万幾之暇、采輯經伝百家嘉言善行之有關於君臣・父子・夫婦・

兄弟・朋友之道者、類分為六十二卷、命曰五倫書、……
朕祇嗣天序、追承／皇考之志、謹用鋟梓、以廣其傳、而
並敘述／神功聖德之盛、播示將來、於乎、天地之大、日
月之明、綱常之道殆與之同其久遠矣／（空一行）／正統
十二年五月初二日」（下款紀年部分に「廣運／之寶」朱
文大方印朱鈐）

五倫書目錄

（卷一）五倫總論、二至二十三君道、二十四至五十三臣道、

五十四至五十五父道、五十六至五十八子道、五十九夫婦
之道、六十兄弟之道で、各道は嘉言と善行に分かたれ
る。第七葉鈔配、第十一第十四葉脱）

本文首）書名卷之一

黒々とした軟体肥字で、版框二九・八×一八・〇cm、開本
三九・〇×二三・八cmの特大本となつており、いかにも経廠
本らしいもの。版心は双黒魚尾（相向）の間に「五倫書卷
幾」の書名巻題、およびその下方に葉次を記す。印書紙は
皮紙で佳いものではあるが、明代前半期の印本ということ
で、時に裏が映るような薄いものもあれば、厚手の硬いも
のもあつて、厚薄一定せず。当時に在つては、経廠で用い
る印書紙でさえ、こうした不均を免れがたかつたのである

う。なお巻端の序文は本文と異なり断句せず、七行十五字
で篇題も本文もすべて低一格となり、頂格は抬頭時のみ。
蔵印は序末、目首、毎巻首に「廣運／之寶」朱文大方印が
ある外、「薩爾圖／氏英寿」白文方印、「輕車都／尉印章」
朱文方印、「英果敏暨弟訥公收藏金／石文字書画碑版之印
章」朱文長方印、および「國立中央圖／書館收藏」朱文長
方印あり。

五倫書六十二卷 二十冊（国図）

明宣宗撰 景泰五年劉氏翠巖精舍刊本 十一行二十二字断
句黒口四周双边

五倫書目錄

本文首）書名卷之一／御宝（小字陽刻墨圈）／正統十二年五
月初二日

五倫書目錄

本文首）書名卷之一／御宝（小字陽刻墨圈）、毎巻首第二行
にあり）五倫總論／……
卷一末、および卷二十末に「景泰甲戌良月京兆／劉氏翠巖
精舍新刊」と記す双郭長方木記あり。ただし前者は郭内
九・一×三・四cmなのに対し、後者は九・〇×三・三cmで、わ

ずかに小さい。

この書は言うまでもなく正統内版が原刊だが、これはそれにもとづく坊間翻刻の第一版。特に第一版と言つたのは、正徳元年宗文書堂翻刻の第二版（十二行二十三字断句黒口四周双辺）があるからで、管見に入つた宗文書堂本には東大総合図書館蔵本あり。本邦寛文八年京都小嶋弥左衛門刊本は景泰本を底本としていて、行款ならびに卷一末の木記もそのままに翻刻している。

木記にいう「京兆」は、名目的には劉氏の祖籍か何かと考えられようが、実質的な意味はあまりなく、翠巖精舎が建陽の書坊であることは疑いを容れない。版刻から言つても、これは間違いなく明代前半期の建本である。ただその字様、明初というよりは明代中期のそれに近いようで、趙体の風を少しく留めはするものの、元版の面影はほとんどない。版框二〇・一×一二・四cm。版心は双黒魚尾（相隨）の間に「五倫書幾卷」の書名卷第、下魚尾下に葉次を記す。藏印に季振宜の「滄／葦」朱文方印、「季振宜／讀書」朱文長方印、張金吾「張氏／月霄」朱文方印、張乃熊「蓬園／收藏」朱文長方印、誰氏のものか未詳の「西／洲」朱文方印、および「国立中央図／書館収蔵」朱文長方印ある。下書口にまま刻工名あり。ただし記号様で何の字か分

り。

伝習錄二卷存卷下 一冊（国図）

明王守仁撰 約嘉靖中刊本 八行十六字（本文低一格）断句黒口四周双辺 白棉紙印

本文首）書名下卷一

卷下のみの残本で、序跋や木記の類もなく、刊行者、刊行年は不明。ただ版刻からすると、その字様は軟体ながらやや硬く、まず嘉靖中の刊刻であろうし、さらに言えれば嘉靖初年のものかと見える。もつともこの一本はほとんど全面的な修版を経ていて、字様おおむね崩れ、時として拙劣異常となつており、その本来の面目を留めているところは少ない。

一行は十六格だが頂格は巻頭書名のみで、本文はすべて一格の行十五字。版框は一六・三×一〇・五cm。版心は下巻一首葉で言うと上黒魚尾の下に「伝習錄下」の書名巻第と葉次を記し、その下に双線となるが、第二葉以下ではこの双線が黒魚尾となつて、双黒魚尾（相向）の形式となる。下書口にまま刻工名あり。ただし記号様で何の字か分

からぬものと、「上」字を裏返しにした形を除けば、読み取りうるのは日、および不確かながら心の二字だけとなる。蔵印は「国立中／央図書／館収藏」朱文方印のみ。

『伝習録』の通行本は隆慶刊『王文成公全書』所収本の系統であるが、この残本は王氏の論学書簡を收めるという点で全書本卷中に通ずるもの、その内容も体裁も全書本とは著しく異なっている。すなわちこの本は、「下」が一至四の子卷に分かれると、いう独特の構成になつてゐる上、その卷一が答徐成之書、答羅整菴少宰書、卷二が答人論學書、卷三が答周道通書、答陸原靜書、卷四が示弟子立志説、訓蒙大意、教約となり、全書本に收める所とはすこぶる出入があるのである。

このうちこの本にあつて全書本にない答徐成之書については、全書本卷中の錢德洪引にこう云う「昔南元善（大吉）刻伝習録於越、凡二冊、下冊摘錄先師手書凡八篇、其答徐成之二書、……今不復錄」と。ならばこの本は南大吉が嘉靖三年に刊行した上下二巻本（以下、この南氏編定本を「南本」という）を翻刻したものかと言えば、それに近くはあるものの、完全にそうだというわけではない。

「夫道辟若路然、本来至平至正、四面通達、無窒礙、亦無倚著、故蹈之為道、由之為路、自古以至於今、一人以至於千万人、一也、……陽明先生懼學之壞而卒不可挽

陽明先生則言一卷 存卷上 一冊（国図）

明王守仁撰 明薛侃王畿同輯 嘉靖四十四年湖廣巡撫谷中虛刊本 九行十七字下黑口四周双辺 白棉紙印

陽明先生則言序

「夫道辟若路然、本来至平至正、四面通達、無窒礙、亦無倚著、故蹈之為道、由之為路、自古以至於今、一人以至於千万人、一也、……陽明先生懼學之壞而卒不可挽

というのも管見に入った『伝習録』諸本のうちに、嘉靖

二十三年徳安府重刊の南本（都立中央図書館蔵）があるのだが、その構成は全体を上下に分かち、その各々がまた卷一至四の子卷に分かれ、下卷一は答徐成之書（共二通）、答儲柴墟書（共二通）、答何子元書、答羅整菴少宰書、同二は答人論學書、同三は答周道通書、答陸原靜書、同四是示弟子立志説、訓蒙大意、教約となつてゐるのである。つまりこの本は南本を節錄したものと考えられ、そうであればその本文価値は別段のことないものの、全書本以前の『伝習録』がどのような形で世に流傳していたのかといふ、王学展開史を考える上ではなかなかに貴重な実物史料となつてくれる、とそういうことになるだろう。

也、乃即人心之自有而常明者提揭、示人以致良知、……近時四方学者、喜其簡截無工夫節目、紛紛剿旧說、談會朝夕、簧鼓後學、一切將孔孟宗旨廢而勿講、遂致天下有倡為禪學之議、……其亦甚有以病先生矣、先生集頗多、而則言其簡要者、谷岱宗公重鋟於楚、固嘉惠後學盛心也、余不佞、敢表揚道之正伝与先生之意、且以曉学者云／嘉靖乙丑（四十四年）仲冬吉日、巡按湖廣監察御史徐大壯謹序

本文首）書名上卷（「上」字を塗沫して「全」と改む）
則言序（版心に依る。首二葉を佚し、末葉のみ存）

「……蓋先生慨近世訓詁詞章之習太盛、支離漫渙而忘其本根、故直指學問頭腦、以示学者、所謂頂門一針、学者試掃去平日之積習、先入之意見、而敬誦其書、則中心未有不躍然若自得者、何者、吾本體如是、聖人先得我之固然者、惟此而已、若蔽於積習意見、則無恠乎其惑且誘也、故余斷然以先生之學為學之正脉、極真極切、無復可疑者、吾所以信先生之學、乃信吾心耳、夫何疑、薛子乃先生高弟、□（居）官有大節、遇患難而毅然不可奪、蓋非徒講說者、其所集則言、得先生精蘊、因刻諸梓、以与学者共之／嘉靖乙丑仲秋吉日、後學谷中虛謹識」

軟体肥字本でなお明代前半期の風格を留め、版刻頗精。字様のみを見れば、ただちに嘉靖刊とは定めにくかろう。版框一九・七×一四・五cmで開本は三〇・八×一九・〇cmとや大型に仕立てられている。版心は上から「則言上」の書名巻題、黒魚尾、葉次、ついで双線があつて下象鼻となる。本文は各条首行が頂格、第二行以下低一格。刊行者の谷中虚は、吳廷燮『明督撫年表』に拵るに、嘉靖四十三年十月より四十五年正月まで湖廣巡撫の任に在り、後序に「重鋟於楚」というのと符合する。藏印は「國立中／央圖書／館攷藏」朱文方印のみ。

陽明先生則言一卷 二冊（国図）

明王守仁撰 明薛侃王畿同輯 万曆中吳興錢中選校刊本
九行二十字白口四周單邊

陽明先生則言序

「先生之言、始鋟自贛、曰伝習錄、紀其答問語也、鋟于廣德、曰文錄、紀其文辭者也、鋟於姑蘇、益之曰別錄、紀其政略者也、錄既備、行者不易挾、遠者不易得、侃与汝中王子（畿）萃其簡切為二帙、曰則言、……學問之道

無他、致其良知而已矣、此則言之意也、或曰、先生之學、不厭不倦、……誦其遺言、皆可則也、譬之樹然、芽甲花实、皆生意也、子之折而取之也、無乃不可乎、曰、道之在吾人也、孰彼此焉、而其见于言也、孰眾寡焉、惟其切于吾之用也、則一言一葉矣、而况於全乎、如其弗用也、則六籍亦粕燼耳、而况于一言乎、此則言之意也、或質諸周子文規、曰然、遂命錄之／嘉靖丁酉（十六年）臘月朔、門人薛侃謹識」

本文首）書名上／吳興錢中選校正

王学を広く世に伝えるべく刊行された諸種陽明著作の一。

初刻は薛序から知れるように嘉靖十六年刊本で、北京図書館等に蔵本ありというが未見。この重刊本、巻端の薛序は楷体写刻で頗る精、本文も規格化された万曆方体字で版式よく整う。こうした版刻の様相、および校者の錢氏が万曆二十三年の進士であることからして、その刊行年代はまず万曆中と定めて間違いないからう。内容は上巻が語録、

下巻が訓蒙大意、立志説、大學古本序より抜本塞源論に至る諸文十七篇。

版框一九・四×一二・九cm。本文は巻頭書名および各条首行が頂格、第二行以下は低一格。版心には魚尾なく、上方

に「則言上（下）」の書名巻題、下方に葉次を記すのみ。かつ上下方ともに匡郭線なく、一葉の前後半が各々一面をなしている。もつとも若干葉は下方にのみ線があり、稀には上下ともに線が引かれ、ふつうの四周單辺となることもあります。蔵印は「国立中央図／書館収藏」朱文長方印のみ。

韓非子十二卷 二冊（故宮）

正徳十二年序刊本 十行十六字小字双行線黒口四周双边
包背装

韓非子序 『史記』韓非伝の節略で、乾道本巻首の序と同文。但しこちらの序後には「乾道改元中元日黃三八郎印」一行なし）

評韓非子語 『史記』より吳澄、許謙、歐陽玄に至る諸家の韓非子評。概ね文章として優れることをいう）

重刊韓非子序

「韓非喜刑名法術之学、惨刻少恩、君子恶其人而黜其書、故其書不甚行于世、恶其人、诚是也、而书则未可黜焉、蓋凡先秦古文、不但出于贤人君子者为不可及、虽如非之流之书、苟畧其理而论其文、不无可観者、今夫虎豹之

猛、而皮則文也、君子以之寢處、蛟鰐之暴、而甲則文也、百工以為緣飾、何獨於人之文而忍棄之邪、按史、非与李斯同事荀卿、而非尤善著書、斯自以為不及、夫斯以為不及、則非實愈於斯矣、今觀斯之上秦皇一書、且亦見錄於宋真景元之文章正宗、會謂愈於斯者、而其書顧可黜哉、然而正宗曾不是之錄者、則以體製不同、或全書不容、有所簡折故耳、不然則如呂本中、李性學輩、其鑒別文字、亦不在景元下也、而皆嘗稱許其書、何歟、非之書反理叛道之論、時亦有之、至如論孔子相衛、子羔治獄、及子夏之肥、樂正子不徵賡鼎之類、則猶不敢外槧籜、以言聖賢、似亦知尊聖賢矣、視其師荀卿、敢于非子思·孟軻而不顧者、雖謂青於藍而寒於水可也、夫文字之外、又有近理者如此、今以其人之慘刻而槧黜之、則吾之論人、先已刻矣、又何以議非乎、伝曰、言之不文、行之不遠、是知文之所繫亦重、有未易以末技視之者、故昔之君子務于博洽、雖相牛之經、種樹之書、亦以其微有文而在所不棄、而況於子書乎、蓋其博洽也有要焉、明理而心有所主、則雖經之託文武以論夢、伝所載師商之論爻、亦自不惑于是非得失、而又況於子書之言乎、雖然、使非不慘刻而忠厚、不喜刑名法術、而喜仁義礼樂、則雖微片言之

著、亦自不失為君子、而非乃如彼、是誠吾道中之罪人、百世所不宥者、其文雖有可觀、亦何足多哉、孔子曰、君子不以人廢言、吾因有取于非之書、又曰不以言舉人、吾固不能為非恕也、其書凡十有一卷、旧有注釈及序文一篇、不著其人之姓名、蓋皆出于太史公云／皇明正德丁丑（十二年）春三月朔、朮／山居士嚴時泰書』

本文首（書名卷之一）

嚴序に言うとおり、「韓非子」は「刑名法術」を主張する書なるが故に「甚だしくは世に行なわれず」で、乾道本の後は長く出版された形跡がない。元代のいわゆる何猝本とは、単に何氏が秘書を校定して進呈した本というだけで、刊本とは考えがたいだろうし、明代に入つても正統道藏本を特殊な例外とすれば、その出版はずつと実現しないままであった。それが正徳十二年に至り、その「先秦古文」たるを重んじ、「博洽」の一助として再刊されるといふのは、いかにも新しい気運を感じさせる事態である。

この本、底本は巻端の序文からして乾道本らしいが、嚴序に「凡十有二卷」といい、本文尾題も巻十二、外儲説左第三十三末のそれは「書名卷之十二終」と、他巻にはない「終」字が特に加えられていることからして、全二十巻の

うち末八巻を闕く不全本を翻刻したようである。また嚴序は刊行の経緯を述べていないものの、常識的に言えば刊行者は嚴時泰その人であろう。嚴氏は正徳六年の進士で、十二年当時は鎮江府同知か福建塩使司（同知？）の任に在つたと考えられる（『獻徵錄』五十三、行狀）。

版刻は格別のことなく、明代中期の軟体字本ながらすでに嘉靖方字に近づきつつある。もっとも巻首序文はやや痩せた字様で、本文より出来がよい。版框一二・六×八・五cmの小型本。版心は三黒魚尾で、上二つ（相隨）の間に「韓非卷之幾」という書名巻第、下二つ（相向）の間に葉次を記す。現在の包背装は新しく仕立てられたものだが、その形式自体は旧に仍つてゐるか。藏印は「姚吉／居士」朱文方印と「国立北／平図書／館收藏」朱文方印のみ。

左右には対聯式に本書の内容を記す。すなわち右行には上下ふたつの墨囲の内に「乘除通変筭寶」および「法筭取用本末」と記し、左行にもやはり上下墨囲の内に「統古摘奇筭法」「田畝比類乘除捷法」と記す。中央上部には扁額式に陰刻で記された「新刊」二字を花魚尾で挟み、その下に「宋揚輝筭法」の大字書名あり。

（統古摘奇筭法序） 岌德祐改元冬至壬辰月、錢塘揚輝謹識

（乘除通変筭寶序） 咸淳甲戌（十年）夏至、錢塘揚輝序
（田畝比類乘除捷法序） 岌歲在乙亥德祐改元小暑節、錢塘揚輝謹序

（乘除通變筭寶目錄）（大字占双行）／錢塘揚輝編集（目末に「洪武戊午（十一年）冬至／勤德書堂新刊」の長方木記あり）

宋揚輝筭法七巻（書名依封面） 二冊（故宮）
宋揚輝撰 朝鮮宣徳八年觀察使辛引孫奉内旨翻刊洪武十六年余氏勤德書堂刊本 十六行二十五字（末二巻二十六字）
黒口四周双边 高麗皮紙印

（封面）天頭に「古杭勤德書堂」と扁額式に記し、その下方

（本文首） 統古摘奇筭法目錄（大字占双行）／錢塘揚輝集（目末に「古杭余氏勤德書堂刊行」の長方木記あり）
（本文首） 統古摘奇筭法卷上（下）／錢塘揚輝集

田畠比類乘除捷法目録（大字占双行）／錢塘揚輝集（目末に「洪武戊午冬至／勤徳書堂新刊」の長方木記あり）
本文首）田畠比類乘除捷法卷上（大字占双行）／錢塘揚輝
集（本文は行二十六字が基本）

（刊書跋）

「今觀察使臣辛引孫敬奉／内旨、囑府尹臣金乙辛、判官
臣李好信、命工鋟梓、……前通善郎・寧海都護府儒學教
授官・臣朴彧持首稽首敬跋／（空一行）／宣德八年癸丑
五月日、慶州府板刊」

跋文の裏に刊行者官銜姓氏を低位の者から高位の者の順
に開列し、最後が「觀察黜陟使・通政大夫・工曹右參議辛
引孫」。上位から言うとまず官員が五名、ついで「校正成
均生員崔震／都邑安逸戸長正朝金粹／刻手大禪師洪昭」等
となり、最後に「記官方敬等三十二人」となる。

この本の底本は、木記に拠れば洪武十一年「古杭余氏勤
徳書堂」刊本ということになるが、そのいわゆる「古杭」
が何を意味するのかについては、よほど慎重に考うべき問
題であろう。もちろん文字から言えば、「古杭」は杭州の謂
いに相違なく、しかも本邦南北朝期の五山版『皇元風雅』
目末告白下款に「古杭勤徳書堂謹啓」とあり、国図蔵明鈔

本『新編翰林珠玉』の本文首第二行にも「古杭勤徳書堂余
氏海峰家塾刊」と記されることからして、勤徳書堂は自ら
の籍貫を常に「古杭」と称していたに違いない。

しかしながらこの本にある封面というのは、明代中期以前
刊本について言うなら、ただ建陽本のみに見られるも
の、少なくとも管見の限りではそうであるし、また扁額式
や対聯式に坊肆名や篇章を記すとか、陰刻の文字を花魚尾
で挟むといった意匠にしても、やはりただちに建陽坊刻本
を想わせるものであろう。さらに本文の版式にしても、首
行の書名巻第を大字占双行で記す一方、行款は十六行
二十五字の密行細字というのは、まったく建本の形式その
ものである。

元末明初の勤徳書堂刊本と言えば、見るところの東大総
合図書館蔵本『古今歴代十八史略』の場合、やはりこの
『纂法』と相似た意匠の封面があり、行款は十五行二十六
字の密行細字、本文は俗体、略体を多く混えた瘦字で、そ
の建本たることは一見して明らかと謂つてよいだろう。ま
たすでに言及した五山版『皇元風雅』にしても、それが建
本の覆刻であることは版式字様よりして疑いない。つまり
余氏勤徳書堂が建陽の坊肆でない、といったことはおよそ

考へがたく、よつてその「古杭」とは「京本」等と同じ單なる宣伝文句にすぎないとなる。元末明初の杭州における商業出版がいかなるものであつたのか、そもそもそのようなものが言うに足る規模で存在したのか、という問題については、今のところほとんど何も知られていないだろうが、この本がその方面の実物史料となることは、残念ながらないわけである。

なおこの本は朝鮮の翻刻本であるため、その字様はわざかに建本の面影を留めるという程度で、本邦五山版のような覆刊本とは様子が異なる。版框二三・七×一六・一cm。観海堂藏本で書首副葉に楊守敬肖像を貼り、「星吾七／十小像」朱文長方印と「楊印／守敬」白文方印を朱鈐。その他の藏印も楊氏のもののみで「星吾海／外所得／秘笈」朱文長方印、および「宜都／楊氏藏／書記」白文方印あり。

太玄經十卷說玄一卷 新文一卷 二冊（故宮）

漢揚雄撰 晉范望解贊 說玄唐王涯撰 嘉靖三年江都郝氏

翻宋刊本 十行十八字小字双行白口左右双刃 皮紙印

陸續述玄（篇題「玄」字は本字のままだが、篇内途中から

は末筆を闕く）

本文首）書名第一／晉范望叔明解贊／明郝梁子高校刊（卷十後に玄図あり）

説玄五篇／唐宰相王涯廣津纂／明江都郝梁子高刊（版心「太玄論」）

太玄經釈文一卷（版心「太玄音」、尾題「太玄經釈音終」）
書末刊書跋文（低二格行十六字）

「太玄經近世鮮有重刊者、遂使後學聞玄之名而未見者十九、噫、揚子平生學力所到、精神命脉、尽在於此、顧可使之其伝不広乎、予得有宋善本於建業黃氏、即命工刊之、示不敢自私焉／嘉靖甲申（三年）春二月十有一日、江都郝梁志」

すでに記したとおり、卷首述玄の文中で玄字を避けるほか、弘、桓字も末筆を闕き、本文に入つてもやはり往々宋諱を避けており、郝氏のいわゆる「得有宋善本於建業黃氏、即命工刊之」とは、そのまま事實と考えてよかろう。ただし字様は格別のことない嘉靖方字で、版刻甚だしくは精ならず。また巻首「校刊」の「校」字は、解贊校刊姓氏を記さぬ巻七を除き、全巻すべて同じ。この一本の印行が啓稿間にまで降ることはありえず、これはこの本独自のク

セなのであろう。

版框一六・九×二二・〇cm。版心には魚尾なく、双線の間に「太玄幾」の書名巻第、下方に葉次を記す。首冊副葉に

充両浙東路提學茶塙司幹辦公事張寔校勘」の一行あり。
卷十末尾題後に玄図があり、その末に小字で「万玉堂」と
記す。

說玄五篇／唐宰相王涯字廣津纂

楊守敬肖像を貼り、「星吾七／十小像」朱文長方印と「楊印／守敬」白文方印を朱鈐。このほかの藏印に邦人のものであろう「宝／経」朱文鼎形印、医家曲直瀬家の「養安院

太玄經釈文一卷（尾題「太玄經釈音終」、また末葉下書「
に「海虞周潮書」とあり）

「藏書」朱文長方印、「養安」朱文壺形印、および向山栄の「向黄邨／珍藏印」白文長方印、印文未詳長方印と楊氏の「飛青閣／藏書印」白文方印、「宜都／楊氏藏／書記」白文方印あり。

太玄經十卷說玄一卷糸文一卷
十冊（故宮）

印 漢揭雄撰 晋范望解贊 說玄唐王涯撰 嘉靖中丹陽孫氏万
玉堂翻宋刊本 八行十七字小字双行白口四周双刃 白棉紙

陸續述玄（「玄」字闕末筆、以下同）

本文首書名卷第一／晋范望字叔明解贊（卷七のみは卷首
第二行の姓氏なし）

卷五末尾題後（及び下記「説玄五篇」篇末）に「右廸功郎

この本、字様はまつたくの嘉靖方字で、大字はやや肥えた翻刻ではあるに相違なく、卷首「述玄」以下、卷頭書名を含め「玄」字は基本的に、特に大字はほぼすべて末筆を開き、数多くある「貞」字も気づいた限りではみな末筆を開くし、その他、「敬」字「讓」字についても末筆を開いた例がある。もつとも上に著録した江都郝氏刊本で避けたいた述玄の弘、桓字は、この本では本字のままである。

を闕くし、その他、「敬」字「譲」字についても末筆を開いた例がある。もつとも上に著録した江都郝氏刊本で避けたいた述玄の弘、桓字は、この本では本字のままである。

この宋諱を避けているという事実と、卷五および説玄末

の校勘銜名などを考え合わせると、これが翻宋両浙東路茶塗に司刊本であることはまず疑いがないだろう。ちなみに『儀顧

『堂統跋』九にこの本を著録し、一攷熙寧本外台秘要亦有
張寔校勘銜名、与此同、則是本当从北宋本翻雕者」といふ
が、その所謂「熙寧本」は実のところ紹興刊本（靜嘉堂な

どに蔵本あり）で、よつてこの本の底本も約紹興中刊本と考えられよう。

版框一九・九×一三・〇cm。版心は上黒魚尾の下に「太玄幾」と書名卷第を略記し、その下に葉次、ついで横線があつて下書口に「万玉堂」と記す。ただし卷首「述玄」の版心には「太玄經」、卷末「説玄」には「太玄論」、「釈文」には「太玄音」とあり。なおこの帙は清廷伝来で、故宮の書簽によれば景福宮旧蔵。黄紙に「太玄經」と墨書した清廷の書簽あり、また毎冊に「太玄經」の書名を大字で、「卷幾」の卷第を小字で墨書した白絹の簽条を貼付する。襯紙のうえ十冊に分訂するのも清廷に入つて後のことである。

本来の装訂は首冊の卷一首、及び第六冊の卷六首に惠周惕の「紅豆／書屋」朱文方印、「研／谿」白文方印があること、および上記校勘銘からして上下二冊であつたに違いない。藏印については恵氏のもの以前にもう一印あつたようで、「述玄」篇題下に長方印を削つた跡があるが、その印文は当然ながら不明。

ついでこの本の刊行者等だが、故宮院目では上に著録した観海堂蔵本とともに嘉靖三年郝氏万玉堂覆宋刊本とする。だが両者は版式字様すべて異なり、その異版たること

は一見して明らかだし、しかも觀海堂蔵本には嘉靖三年の郝梁刊書跋があり、その郝氏刊本たることは疑いを容れない。そこで『藏園羣書經眼錄』七を見るに、版式等これとまったく一致する「嘉靖孫沐万玉堂刊本」が著録されており、またその「孫沐万玉堂」については、やはり同書二に「明嘉靖六年丁亥孫沐万玉堂刊本」の『千祿字書』を著録して「有嘉靖丁亥丹陽孫沐後序」と言つている（なお瞿中溶『古泉山館書跋』によれば、「嘉禾周履靖校正、金陵荊山書林梓」の一本にも「有嘉靖丁亥丹陽孫沐跋」という）。すなわちこれは丹陽孫氏万玉堂刊本であるに違ひなく、その刊行年代はまず嘉靖初年と考えてよかるう。

刊行者の孫沐は、光緒重修『丹陽縣志』二十二、孝友によれば「字志新、号曲水、八歲舉神童、弱冠補國學生、以母嫠居、孝養三十年、隱居不仕、……邑令來汝賢（同上志十三、職官に「字子禹、浙江蕭山人、（嘉靖十一年）進士、嘉靖十三年、自永新調任」とあり）義之」という。すなわち格別の地位や名のあつた人物ではないのだが、恐らくそれなりに裕福ではあって、当時盛んとなつていた古典復興の風潮の中で、宋版古書の翻刻に従事したりしていたのである。

なお万玉堂を郝氏の室名とする誤りは、どうも上引『儀

墨子十五卷 四冊（国圖）

顧堂続跋』あたりに始まるようで、それは両者がともに翻

約嘉靖中江藩覆唐堯臣刊本 八行十七字白口四周单边 皮

紙印

宋本であることから生じた混乱かと想像されるが、いずれ

にせよこれが故宮、また国家図書館の審定をも誤らせてお

り、後者の『国立中央図書館善本書目』にいわゆる「嘉靖三年郝梁万玉堂」刊本は、実のところみな孫氏刊本であ

る。

ちなみに郝本と孫本の優劣については、やはり『藏園羣書經眼錄』七に録される孫本の何義門跋に「康熙□□、□

錢赤求（名孫保、常熟人）所伝馮嗣宗（復京）校嘉靖甲申

江都郝梁子高刊本、因取此本對校、則郝□□□□有宋善本、其中脫誤甚多、當是麻沙坊刻、此万玉堂本誤處最少、

在前朝□□、當為第二」云々という。今、この何義門校跋

本は台北・國家図書館の庋藏に帰しているが、原件は未見。またこの本を郝本とするのは『善本目』でも『國家図

書館善本書志初稿』でも同様だが、後者は何跋と北京図書館目を引きつづき、これに拠れば「館藏為孫沐万玉堂本」になる、と言っている。さらに同館の『標点善本題跋集録』

では、何跋に依拠したのであろう、ただちに嘉靖万玉堂刊本として著録する。

重刊墨子序（行草写刻、五行約十字）

「予嘗讀周興嗣文、至墨悲絲染、解者曰、悲習染之易以移人也、謂不異吾儒之旨、他日讀論孟、攻乎異端、斯害也已、楊墨之道不息、孔子之道不著、則譬其詭聖、而窃輕之、以未觀全書、取舍無從也、今年春、南昌（空一格）憲伯貞山唐公以所刻墨集遺予、男多炘炘持告予、予惟貞山公誦法孔孟、孔孟非墨子者也、顧刻以伝、蓋有說也、遂展讀之、讀／大司馬·中丞北川陸公前序暨公所為序、乃知所以為墨者及所以讀墨者、墨子昉親士至雜守之乱、凡七十一篇、不下累万言、激切慷慨、信可鼓動一世、而兼愛三篇、要言家國天下·君臣父子之理、而分未甚析爾、奚至害仁如夷之語耶、噫、後之謂墨者、殆師墨而失其真者也、孔孟之非之、母亦知末流之必弊而嚴之歟、然則是書也可少哉、故重寿諸梓、以博同志／江藩七十七翁白賈炳於／勅獎孝友樓書」

新刊墨子序（八行十七字、方体字）

「余讀賈生過秦論、至孔墨並称、竊疑焉、以為墨非聖人

殊不多觀、願吾子孫世寶之」（「元和／鄒子」朱文方印、
「詠春／長壽」白文方印の二印を朱鈐）

本文首）墨子卷之二

人相為用、又疑焉、昌黎宗孟氏之学者、孟氏闡墨甚嚴、而
而昌黎乃称取至此、何其言之殊耶、抑果墨之道可尚、而
無所背於聖耶、余既不敢以墨為是、而亦不敢以昌黎為
非、惜乎不見墨氏之書、以決胸臆之疑、而徒懸兩可之
見、前年居京師、幸於友人家覓內府本讀之、乃知墨之
道、果異於自私自利之徒、而其言足以鼓動天下之人、天
下尊而信之、不在於孔氏下、其與孔並称、宜也、孟氏出
其後、獨取天下之所尊信者闢而絕之、得無防其流歟、嗚
呼、子夏之後為子方、子方之後為莊周、謂周之學出於
孔、可乎、學者資稟趨向、自人人殊、而其師學術或有未
端、果能導其流乎、否也、別駕唐公以博學聞於世、視郡
暇、訪余於山堂、得墨原本、將歸而梓之、故余効昌黎之
說表章之云／嘉靖癸丑歲（三十二年）春二月、吳興陸穩
叙」

陸序の後に鄒永春手跋あり。

この本を四部叢刊本と対照してみると、刻工名も同じで
まつたくの同版。そしてその叢刊は嘉靖三十二年南昌唐氏
刊本を底本としたといい、館目もこれを唐氏刊本として著
録する。しかし四部叢刊本にはない巻端の江藩白賁炳序を
読むに、これは唐氏刊本そのものではなく、その翻刻本だ
と考えざるを得ないであろう。なぜならそこには、唐堯臣
その人より「刻する所の墨集」を贈られた白賁炳が、「重
ねてこれを梓に寿しうし、もつて同志に博す」と明言して

「此明刊本之最精者、余以重価得之、珍如拱璧、年来／
減衣縮食、銳意購書、以圖南面百城之樂、然此種／善本

いるからである。

さらに「大司馬・中丞北川陸公」という呼称であるが、徐階撰の陸穩墓誌銘（『獻徵錄』四十三）によるに、陸氏は嘉靖三十年代後半に江西按察使、布政使となり、四十年に都察院副都御史・提督（南贛等）軍務を押し、四十二年に南京兵部右侍郎に改められたという。つまり彼が大司馬（兵部尚書）の銜を帯びていたのは、四十至四十二年の南贛提督任内のことと、中丞という呼称もこれを指していると考えられよう。結局「大司馬・中丞」という呼称は、どう考へても嘉靖三十二年当時のものではありえないわけである。

江藩刊本『墨子』というのは、実のところかなり前からその存在を知られていて、葉德輝に跋があり（『卽園讀書志』五）、さらに『增訂四庫簡明目録標注』（一九五九年初版、今は七九年上海古籍出版社版による）の邵章続録もこれに著録している。四部叢刊がこれを唐氏刊本としたのは、単に江藩重刊序を佚した伝本によつたからに過ぎない。葉德輝跋は「頃常熟の瞿氏鉄琴銅劍楼に在りて、藏する所の明刻『墨子』を見るに、この本と同じなるも、江藩の一序なし。……黄記（『士礼居藏書題跋記』）に載する所

はこれ唐氏の原刻なるや、そもそもあるいは江藩本のその江藩序を去り、ただ陸序、唐跋のみを留め、改めて原刻に充てたるや否やは、均しく知るべからず」と言つているが、従前のいわゆる唐氏本には、実のところ江藩本である場合がままあるようで、四部叢刊本はその一例、そして叢刊の誤認が、江藩序を留めているこの本の審定にまで影響したわけである。なおこの本が佚している唐跋（版心「墨子後序」、下款「南昌唐藝臣書」）は、四部叢刊本によつて簡単に見られるので、ここには敢えて転引しない。

西京雜記六卷 一冊（国図）

晋葛洪撰 嘉靖三十一年陝西右布政使孔天胤刊本 十一行
二十字小字双行白口左右双边 白棉紙印

刻（以下闕字。もと「西京雜記序」等とあつたものなるべし）

「西□□（京雜）記□□□□□（以記漢故事）名、本叙
（書末洪氏自序）謂是劉□□（歆所）編錄、歆多聞博綜、故所述經奇、□□（今闕）中、固漢西京也、鴻人達士、慕漢之□（盛）、弔古登高、往往歎陵谷之變遷、傷□□

(文献) 之闕絶、……乃若此書所存、言宮室苑囿、輿服典□(章)、…………□□□□(以之考古)、□□(豈不)

炳覽巨麗哉、縁其書罕伝、故□(闕)中称多古図籍、亦独闕之、余携有□(旧)本在巾笥中、会左使百川張公下車宣条、敦修古藝憲之事、余因出其書商之、遂命工鋟梓、置省閣中、以存旧而広伝、不知好古者視之果何如也、嘉靖壬子(三十一年)夏四月上日、河汾孔天胤識

本文首)書名第一／丹陽葛洪稚川集

一般的な水準の嘉靖方字本で特に悪くはないが、細字のゆえに印面が黒々とした感じになり、やや読みづらい。版框一七・六×一一・八cm。版心には魚尾なく、双線の間に「西京」(至六)の書名巻題を記し、その下方にまた双線

があつて(即ちつごう四本の線あり)、その間に葉次を記す。刊行者の孔天胤は、本録第二『越絶書』の項で述べたように、知名の学者などでは決してないものの、その出版活動ははなはだ精彩あるもので、本書の出版も十六世紀における「考古」「好古」的学問の復興を表現していると謂つてよい。ちなみにその職を陝西右布政使としたのは、

張徳信『明代職官年表』(黄山書社、二〇〇九)による。

また同書によれば、孔序にいう「左使百川張公」とは時の左布政使張臬のこととなるだろう。

なおこの国図蔵本の孔序には闕字が多いのだが、それらについては本館『善本序跋集録』に拠り、□の後ろに()をもつて補つておいた。ただし『集録』の補闕が何に拠つたものかは未詳。さらに『集録』で闕字になつてているところが、実際には闕けていない場合がかなりあるが、そうなつた理由もしかとは分からぬ。蔵印に沈曾植の「隨庵」朱文方印、「海日／慶」白文方印、「巽齋／所藏」朱文方印、およびたぶんこれまた沈氏の印であろう「霞秀／景飛／之室」朱文方印、また謝國楨の「國楨／藏書」朱文方印、さらに「国立中央図／書館収藏」朱文長方印あり。

会通館印正錦繡万花谷一百卷 閥卷四(等若干) 四十六冊(国図)

宋闕名撰 約弘治中錫山華氏会通館活字印本 十四行十三字線黒口左右双辺

会通館印正錦繡万花谷序(鈔配)

「余為童時、適當(当即「當」字之訛)胡馬蹂踐之間、

又居窮鄉、無業儒者、余獨背馳而為之、文籍最為難得、苟可以仮鬻、亦未嘗不憂憲以盡其誠、……其後家益貧、

一日自敘」

会通館印正錦繡万花谷總目錄（卷一至一百、鈔配）

本文首）書名卷一

奔於四方、為飢寒計、幸焉一溫、亦若隔世人、夫以窮鄉亂後仮鬻之難、而居衡陽奔走之中、加以魯性易失、則□存也固、尚何咎哉、然土炭之嗜不变、於是始為晚歲之間、抄益多、然而鎖碎而無統、……不得成焉、又數年、抄不輟、如司馬子長・班・范・歐陽之書、抄已而四五矣、晚益困、無以自娛、復留意於科舉之外、凡古人文集・仏老異書、至于百家伝記・医技稗官・齊諧小說・荒錄恆志、聞必求、求必覽焉、久之浩浩如也、乃略有敍、又附之以唐人及國家諸公之詩、自九華之歸、編粗成、凡一百二十八門、析為一百卷、古今之事（朱校補「物」字）、天下之可聞可見者、纂乎其有条矣、……先是烏江蕭恭父・河南胡格、聞其大概、為余命名曰錦繡万花谷、今從其名、……蓋天下之書不可尽、而余之心而（朱校改為「亦」字）不（朱校補「可」字）足、以不可足之心而謊不可尽之書、其抄無既、其事無窮、望翠如憤如而後止、故於其類之間白其行者有差、所以容其方來也、他日子孫或能有書、亦足以見吾之艱難如此／淳熙十五年十月

この一本、現状では黒口のごとくに見えるが、それは上書口をすべて剜去した後、新しく紙を補い、墨を塗つたためで、僅かにのこる上書口の原本部分から見るに、本来は線黒口であつたのだろう。標目に記した版式はこの推定による。またこの剜去部分には本来文字があつたようで、下書口にその痕跡を認めうる部分あり。国立公文書館に藏される弘治七年印行の九行十七字本には、上書口に「弘治歲在闕／逢撰提格」、下書口に「会通館活／字銅版印」と記されており、この本の書口もこれに類するものであつたか。書口をことさら改めているのは、もとより書賈の作偽に相違なく、おそらく宋活字本などを称したのであろう。

版框一五・六×一一・五cm。每半葉は十四行だが界線は七行分しかなく、ふつうの版式で言えば七行小字双行の形式となる。活字はやや硬い瘦字で、時としてやや不整ながら、これについては古樸な風格と謂うこともできよう。版心は黒魚尾の下に「錦繡万花谷卷幾」という書名卷第、ついで葉次を記して横線となる。なお版心の書名は卷一第二

葉以下、「万花谷」「花谷」「万花」「谷」と略称され、また

各巻首末題は時として「卷」字なし。

またこの一本の闕巻だが、卷二十一以下の首末題、版心の巻次には往々にして手が加えられ、もとの巻第を削つた上、改めて数字を手写してある。これはむろん闕巻を隠すために相違ないが、どの部分が闕巻、闕葉なのかは未詳。「未詳」というのは、規定により全冊を一度に閲覧できず、本文を目録と対照できなかつたからで、標目に「闕巻四（等若干）」と記したのもそのため。藏印に「一生愛／如是／而然」朱文方印、「師／古」白文方印、「□湖／釣叟」朱文方印、印文未詳の白文方印、および「吳興劉氏嘉／業堂藏書記」朱文長方印、「国立中／央図書／館攷藏」朱文方印あり。

会通館印正錦繡万花谷一百巻

闕巻三至八巻二十六至三十巻三十五至三十八
（国図）

宋闕名撰 約弘治中錫山華氏会通館活字印本 十四行十三字白口左右双刃

白兔老人手題

「万花谷旧分□（前）後続三集、今□□（部？）類為一、更□觀覽、原叙称淳熙十五年、是宋孝宗時、然不載作書姓氏、又州郡止收臨安以下山水、則宋人偏安之陋也、此本紙色甚古、余守科時、得之長安市肆、以示博雅、謂真宋板、可珍藏、乙亥六月、因晒書見之、遂重裝置案上、以為清玩／白兔老人題于来芝室中（兔柴／左行闕）」

白文方印朱鈐）

錦繡万花谷總目録（卷一至一百）

本文首）書名卷一

上に著録した嘉業堂藏本と基本的に同版式で、行款はもとより界線が七行分しかない点も同じだし、版框も一五・六×一一・五cmで一致するが、両者はたしかに異版である。まずは活字だが、その字様はよく似ていて同じ活字を用いているようながら、排版はまつたく別。また嘉業堂本では首尾題とも「会通館印正」という冠称が用いられているのに対し、こちらでその冠称が見られるのは卷一のみで、卷二以下にはなし。さらに版心についても、たとえば卷一首葉の場合、こちらの一本では黒魚尾の下に「花谷卷一」と書名巻第を記し、ついで横線があつてその

下に葉次となつており、横線の上に葉次を記す嘉業堂本とは形式が同じくない。上書口にまま広、鄒昶、鄒なる工人名を記す。また蔵印に「大塊／文章」白文方印、「迂圃／收藏」朱文長方印、「国立中央図／書館收藏」朱文長方印あり。

本文の質については、他本と対照したわけではないので推定で言うのであるが、精善といったことはまずありえないだろう。そのことは各巻の首尾題、特に尾題を見れば思

い半ばに過ぎるのであって、たとえば卷二十三の尾題は「卷之二十終」となつていて「三」字を脱し、また卷三十九尾題は「卷之三九十」となり、卷七十四尾題は「卷之九十四」、卷七十八尾題は「卷之七十八入終」で、これ以下「八」と「入」字の混用は首題（卷八十一、八十四）、尾題、および版心にもしばしば見られる。また首尾題とも「繡」字はまま「綉」となり、卷六十首題の「万」字はもとからこの略字が用いられ、卷九十四尾題は「錦繡」二字および「九十四」の「十」字を脱している、といつた具合なのである。

後続集各四十巻本があり、さらに北図『古籍善本書目』には弘治五年印行の三集本（未見）が著録されており、同書が同出版者によつてつゞく四度印行されているのである。このような出版はよほど特殊なものと謂わざるを得ず、それはまた明代中期の活字出版一般がもつ特殊性を何ほどか反映した現象であるだろう。

記纂淵海二百卷

卷二十一至二十五卷六十卷一百八十五至一百九十共十二一卷

鈔配 五十六冊（故宮）

宋潘自牧撰 弘治十六年錫山華氏会通館活字銅版印本
十四行十三字白口左右双辺

四庫提要等鈔錄

（欽定四庫全書提要、四庫簡目、天一閣目、焦竑国史經籍志、葉盛暮竹堂書目「實際には文淵閣書目」の関係記事を錄出。「方家／書庫」朱文方印、「巴陵方氏碧琳／鄧館珍藏古／刻善本之印」白文長方印、および「延古堂李氏珍藏」白文長方龍文印あり）

そもそも会通館本の『錦繡万花谷』には、ここに著録した一百巻本二種のほか、すでに言及した弘治七年印行の前

方功惠手跋

「宋金華潘自牧記纂淵海一書、宋史經籍志不載、國朝四庫全書著錄一百卷本、乃明万曆己卯（七年）大名知府王嘉賓刊、卷數与焦竑国史經籍志所載符合、書經嘉賓等修補、非元帙也、惟范氏天一閣所藏一百九十五卷鈔本、較之王刻、多至一倍、當是其全書、然天一閣書目（文選樓本卷三之二）載自牧嘉定己巳（二年）自序云、為部二十有二、門一千二百四十六、合二百三十六卷、總八十万言、所列卷數、較之范藏本、多寡復有異同、乃書目既錄潘氏自序、更不擧其同異是非、詳考而明辨之、何哉、咸豐乙卯（五年）、予在羊城購得此本、計為卷二百、雖前無總目、且失去自序一篇、別抄王刊本序、置諸卷首、頗疑書賈之作偽、而綜校全書、實首尾完具、無甚殘缺也、考四庫書提要稱、一百卷本敘天道者五卷、地理二十卷、人事六十四卷、物類十一卷、今此本為部二十有一、僅叙人事一門、別無天地・人物部分區別、觀此知万曆刊本、不特卷帙分并有所增益而已、其間竄易淆亂者蓋尤夥、所惜不能借錄范藏本、持以相校、知兩書卷帙贏絀之所在「予所得本較范藏本多五卷／為部二十有一相同」、復未得王刊本、拋此帙一為詳考其紕繆、為足憾耳、……遺書總錄（浙江採集遺書總錄庚集）謂天一閣藏本書尾、著泰定

乙丑（二年）円沙書院刊行字、今此本無之、其中別有十
余葉、板心著有宏治歲在昭陽大淵獻（癸亥）補刻等字、
當是元人旧刻、板有殘缺、明人從而補刊耳、此本為宋人
遺書、流傳絕少、海內藏書家宜其共珍惜之、不得以其校
讐雕刻未尽精善而輕忽之矣、爰為裝修其殘壞、復就所見
稍序次之、書諸卷後、窃願與當世博雅君子共商榷焉／咸
豐丙辰（六年）中秋後二日、巴陵方功惠柳橋識於羊城寓
齋【「巴陵／方氏」朱文方印、「功惠／之章」白文方印、
「碧琳／鄉館／主人」朱文方印あり】

記纂淵海序（鈔配。方氏題識に「抄王刊本序、置諸卷首」と言ふごとく、万曆七年大名知府王嘉賓刊本の胡維新序を
録したものが、この帙本来の序文らしく見せるためであ
ろう「万曆己卯……勾余胡維新書」の下款を略して記さ
ず、闕名氏序のごとくなつてゐる）

本文首）書名卷第一

会通館活版書の一で、卷十三の末葉を除く第一至十四葉
上書口に「弘治歲在昭／陽大淵獻」下書口に「会通館活
字銅版印」とあり、卷十四第二至五葉以下若干葉にも同
様の文字が見える。界線は七行分しかなく、ちょうど毎二
行が小字双行のごとし。版框一五・六×一一・四cm。版心は

黒魚尾の下に「海幾卷（「巻」字はまま省略）」の書名巻第
と葉次を記し横線となる。その活字はやや古拙の風格で、
版式とともに上に著録した会通館印行一百巻本『錦繡万花
谷』二種にはなはだ似る。

なお方跋がこれを元刊明補刊本とし、版心に弘治「補

刻」の文字ありなどと言うのは、あるいは出售するつもり
でもあつて、ことさら糊塗を装つたものか。収藏家の鑑識
が當てにならぬのは固よりながら、版心の文字についての
デタラメな發言などは、故意のものと考えた方が分かりや

すい。また方氏の収藏はおおむね廣東でなされたもので、
この帙も「在羊城購得」というが、たしかにその装訂は護
葉に万年紅を用い、廣東式のものとなつてゐる。

ついでこの一本の鈔配について言うと、当初これを収藏
していた中央図書館、見藏者の故宮とも巻二十一至
二十五、巻一百八十五至一百九十の共に十一巻が鈔配とす
る。しかし現物を実査するに巻六十も鈔配である外、巻
四十二の第一至六葉前半、巻四十九の第七至八葉、巻五十
の第五葉後半から第十一（末）葉、巻五十一首葉、第六至
七葉、巻六十一首葉が鈔配。この配補部分は大半が鈔手頗
る旧く、おそらく明鈔。ただし一部分はより新しいもの

で、字蹟やや工整となり、本文の経、子、伝記といった見
出し陰刻の文字もそのままに写してゐる。藏印はすでに記
した方氏、李氏のものの外、印文未詳の白文方印、および
「国立北／平岡書／館収藏」朱文方印あり。

策要六卷 四冊（国図）

明梁寅撰 洪武二十年喻南鑄氏竹所書堂刊本 十四行
二十一字黒口左右双辺 皮紙印

書皮に「秘帙〔洪武／刊本〕六巻〔全／冊〕／青桐軒旧藏
／臨江梁氏策要」と墨書した上、「蓉鏡／珍藏」朱文方印
を朱鈐。

梁氏策要序

「洪武甲子（十七年）秋、予偕石門梁先生孟敬校文江右、
同處者踰月、因得遍觀其所註詩・春秋二經、微辭奧義、
多發先儒所未發者、是時先生年已八十余矣、其著書立
言、自未嘗寘其年之老也、間謂予言、年少之時、嘗取經
史書伝所載、事之可以應場屋対策之用者、輯為一編、名
之曰方策稽要、亦既板行四方矣、後來書坊取本翻刻、乃
更名曰古今策海、世變以來、亦不復見、今／文治聿興、

復以科目取士、則此書似不可少者、天幸倂之以年、又當取前所編者、芟其繁蕪、增以事実、續書重刻、以与四方学者共之、亦区々平生之志也、今年夏、寄声劉君德恭、使來言曰、書成矣、幸為我序之、予觀其所編、自經史伝註之言、皇帝王霸之略、与夫礼樂制度之文、立政用人之道、莫不条舉於前、而疏其說於後、或取先儒已然之論議、或用己意發揮於後來、包羅古今、揆敘事類、詳而明、簡而當、誠科場之利器、策府之元龜也、是書一出、四方之人將爭先觀之、又何待序而顯哉、遂以此語復于先生、并書以為序、是歲丁卯洪武二十年夏五月甲子、翰林歸隱七十四翁·臨江張美和序

序（版心）

「余昔訓諸生、嘗採摭經史、兼論時務、為對策之用、名之曰方策稽要、既刻之梓而伝之矣、天朝崇文、興明經之科、蒐選海內士、科場品式、益精於前、策試唯問以經史、竊嘗謂經史必稽考、其用工為難、時務在識見、其陳之為易、故學者於經史尤當加之意焉、同邑鎬君德恭司訓

郡庠、切切焉以啓迪後進為心、謂余之是編、今之學者多未見、宜重刻之梓、乃復屬余刪其繁、存其要、余既刪之、更名曰策要、翰林編修張先生美和、既為序其卷之

首、余復序其概、以見是編之顯而晦、晦而顯、信有其時哉、若乃醇疵之或雜、則以僻居無文籍、且年今八十又五、益以昏耄、不能復加修改、君子必有能刊而正之者、又是編之幸也、／洪武丁卯歲（二十年）夏六月、梁寅序（序後に「洪武丁卯喻南鎬氏竹所書堂新刊」と一行に記す陰刻木記あり。ついでその後に蔣廷錫の手筆である小字一行の題款があり、「古虞文献世家蔣氏藏書」と記される）

策要目錄

本文首）策要卷之一　　臨江（卷二以下はこの二字なし）
後学梁寅述

書末欄外に「癸未（康熙四十二年）春三月讀始、隨手伝錄一帙、五月竣事、因識歲月、林佶」なる一行の題記あり。

本書の撰者梁氏およびその著作については、本録第二『元史畧』の項を参照されたいが、この『策要』もその史学著作同様の「簡陋と謂うべき短書」。しかも本書の場合は、最初から「場屋対策之用」に応ずることを目的とした挙業書で、元代に初刻され、さらに坊刻の翻版が出たといふものの刪定版なのであるが、そうしたものをお教官が特に評価し、「今之學者」に読ませるべく出版したというのは、

いかにも明初らしいことである。なお本記の「喻南鋗氏」とは、臨江府学訓導で「同邑」、すなわち新喻の人である劉徳恭のことと考えられるが、そうだと至るところが劉氏個人の出版、その家刻本であるとは限らぬだろう。明初の当時、一書の出版を個人で行なうのは、よほど裕福な者だけであり、それよりはむしろ臨江府学、ないし臨江府の官による出版という方が、よりありうべきことだからである。

この小字本、やや粗拙ながらその字様は元末明初の建本風で、あるいは建陽に刊刻を委託したものか。版框一六・二×一〇・六cm。版心は双黒魚尾（相向）の間に「策要卷幾」の書名巻第、およびその下に葉次を記す。またこの一本の流伝であるが、「檇季／曹氏」朱文長方印はおそらく曹溶のもので、そこから常熟の人蔣廷錫に移つて序末の識語が記され、「酉君」白文長方印を朱鈐。書皮にいう「青桐軒旧藏」とは蔣氏蔵本の謂であろう。また林佶の識語は蔣氏蔵本を借録した際のものか。ついでやはり常熟の人陳揆のもとに帰し、かくて「稽瑞樓」白文長方印あり。降つて約道光中に至り、常熟の人張蓉鏡の「蓉鏡／珍藏」朱文方印、「芙川／心賞」白文長方印、および書皮の題款、

民国に入つて王大隆の「王氏／十八宿研／斎秘笈之印」朱文長方印、最後に「国立中／央図書／館攷藏」朱文方印が加わつたとなる。もっともこの一本には上記の外、なお「臣伊／私印」白文方印、「稼／墨」朱文方印、「子孫宝之」朱文円印、「黎川万／歲公二十／五世孫」白文方印があつて、これらが誰氏のものか分かれば、流伝情況につきもう少し詳しいことが知れよう。

（いのうえ すすむ 名古屋大学文学研究科教授）